入札保証金の取り扱いについて

1 入札保証金(見積もった金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の 100 分の 5 以上)を納付する場合(島根県会計規則第 61 条)

警務部会計課に入札保証金を納付すること。

2 納付の免除を受ける場合

- (1) 入札保証保険契約による場合(島根県会計規則第61条の2第1号) この入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を入札書投函前に提出すること。
- (2) この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と2 回以上締結し、誠実に履行した者の場合 (島根県会計規則第61条の2第2号)納入 実績を証明する書類として、契約書の写し等を提出すること。
- (3) 外部格付け団体の格付けにより入札保証金の免除を申請する場合(島根県会計規則 第 61 条の2第3号) 決算書(写)、外部格付団体の格付け(R&I、S&P)、パンフレット等を提出すること。

この場合、審査を行った上で免除の適否を決定・通知することとなるが、審査に日時を要することから、入札参加資格申請書提出期限内に書類を提出すること。

【提出先】

〒 690-8510 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部警務部会計課用度係 電話 0852-26-0110 内線 2241 ~ 2242

※ 注意事項

上記1又は2(1)の場合、納付額あるいは保険金額から逆算して、限度となる額を超える金額の入札は、無効となるので注意すること。